

支払上限額（極度額）について

入院申込書、誓約書内の連帯保証人欄への支払上限額（極度額）について

令和2年4月の民法改正により、「連帯保証人となっただく際、支払上限額（極度額）を明確に定めなければ保証契約が無効になります。」と取り扱いが変更となりました。

民法改正を受け、当院の支払上限額（極度額）については一律30万円とさせていただきます。

今回の対応は法改正に伴うものですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※ 改正の内容についてのより詳しい説明は、法務省ホームページをご覧ください。http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

ご不明な点がございましたら、医事課までお尋ねください。